九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第一項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあつては施行法第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八条第六項、法第九十五条の二第三項及び法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3　（略）

第三条　法第三条第一項第四号の規定による申出をしようとする者は、前条第一項に規定する期間内（法第四十八条第六項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては同項の規定による申出をする前、法第八十五条の四第一項の規定により農用地造成事業を国又は都道府県が行うべきことを申請しようとする場合にあつては当該申請の日の前日まで、法第八十八条第十二項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては法第八十八条第十二項の規定により変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を示した日後十日以内）に、当該土地の所有者の同意があつたことを証する書面を添えて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2　（略）

（組合員名簿の記載事項）

第二十三条　法第二十九条第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　法第百十三条の二第四項の代表者があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　（略）

第三十四条及び第三十五条　削除

九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第一項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあつては施行法第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八条第六項、法第九十五条の二第三項及び法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3　（略）

第三条　法第三条第一項第四号の規定による申出をしようとする者は、前条第一項に規定する期間内（法第四十八条第六項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては同項の規定による申出をする前、法第八十五条の四第一項の規定により農用地造成事業を国又は都道府県が行うべきことを申請しようとする場合にあつては当該申請の日の前日まで、法第八十七条の三第十二項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては法第八十七条の三第十二項の規定により変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を示した日後十日以内）に、当該土地の所有者の同意があつたことを証する書面を添えて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2　（略）

（組合員名簿の記載事項）

第二十三条　法第二十九条第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　法第四十四条第一項の代表者があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　（略）

（共有者等の代表者の通知）

第三十四条　法第四十四条第一項又は第三項の規定による通知は、左に掲げる事項を記載した書面によつてしなければならない。

一　代表者及び被代表者の氏名又は名称及び住所

二　法第四十四条第一項の場合にあつては委任開始の時期、同条第三項の場合にあつては委任終了の旨及びその時期

第三十五条　削除